

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業公募に係るQ & A (抜粋)

Q2004 フェローシップ支給に当たっては、どのような制限があるか。

A

【支給の制限を受けるもの】

国費により支援を受けている学生（独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている学生）、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受けている留学生は、いずれも重複受給はできません。

【支給の制限を受けないもの】

授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）については、各大学の判断により、フェローシップ経費と併せての受給が可能です。ただし、フェローシップは研究支援を目的にしており、授業料に対する援助を目的とはしていないため、フェローシップの大学負担分 1/3 に充てることはできません。また、研究活動に支障がない範囲の TA やアルバイトの実施、学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」を含む）、有償のインターンシップ等の報酬等の受取は可能ですが、こちらも大学負担分 1/3 に充てることはできませんのでご注意ください。

なお、研究専念支援金は雑所得として課税対象となり所得税に関する確定申告が必要となります。

Q2005 フェローシップ支給対象学生が、外部研究費等を受けて研究を行うことは可能か。

A 可能です。

Q2006 国や地方公共団体、民間助成団体等の研究費への応募や、クラウドファンディングで研究費を集めることは可能か。

A 可能です。受入研究機関が、学生に代わり研究費を管理する必要がありますので、受け入れに問題がないか規程を確認ください。

Q2007-1 4月入学以外の者は支援の対象となるか。

A 入学してからの在学月数が12ヶ月未満であれば、本補助金による3年間（ただし在学期間のみ）の支給は可能です。例えば、令和3年10月入学の博士後期課程学生についても、令和3年度のフェローシップ支給対象となります。なお、休学期間は在学月数に含みません。ただし、休学期間の合計が6ヶ月未満の場合には在学月数に加算し、申請資格の確認をします。

Q2007-2 フェローシップ支給対象学生は公募要領Ⅲ. 3. より、在学月数12ヶ月未満であることから、令和2年秋入学の学生は、支援の対象となるか。

A 支援の対象となりますが、フェローシップ制度開始以前の期間についてはフェローシップの支給は認められません。そのため令和2年秋入学者は、支援期間が3年間とならない（令和3年4月～令和5年秋まで）ことにご留意ください。

また、同様に令和7年秋入学の学生は、補助事業期間が令和9年度までとなるため、支援機関が3年とならない（令和7年秋～令和9年3月末まで）ことにご留意ください。

Q2008 他大学修士課程からの進学者もフェローシップの支給は可能か。

A 可能です。

Q2009 社会人の入学者はどこまで含まれるか。

A 本事業においてフェローシップの支給対象外となる社会人の入学者は、学校基本調査における「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者と定義します。具体的には、各年度の4月1日現在で①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、③主婦・主夫を指します。

なお、学生結婚のように単に婚姻したものであって、アルバイトや親の援助で生活しているようなケースについては、本事業の趣旨を踏まえ、フェローシップ支給対象とすることを妨げませんので、個別にご相談ください。

Q2010 留学生は支援の対象となるか。

A 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生を除く留学生は支援の対象です。

Q2017 フェローシップ支給対象学生が休学した際も、各大学は引き続きフェローシップの対象とできるか。

A 原則として、学生が自己都合により休学した場合は、他事業と同様に、当該学生は本事業の対象資格を喪失します。ただし、例えば出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合に、各機関の判断で、支給を一時中断して復帰後に再開すること等を必ずしも妨げるものではありません。

なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合は、予算・財務会計制度上の問題が生ずることも考えられますので、具体の支給方法等については、個別にご相談ください。

また、海外調査に携わるための一時休学など、当該学生がフェローシップ支給対象学生に対する義務を引き続き遂行できる状態であれば、そもそも支給を中断せず、継続してフェローシップ支給対象とする場合もあると考えられますので、各機関のフェローシップ支給規定において、休学者の支給資格等について適切に設定していただくこととなります。（状況の判断等に際して、不明な点が生じた場合には、個別にご相談ください。）

Q2018 フェローシップ支給対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A 必須ではございません。なお、事業の中間評価や事後評価において、学生の論文数等の研究の状況について評価対象とさせていただく場合があります。

Q2019 フェローシップ支給対象学生の公表方法・公表時期はどのようにすればよいのか。

A 学生がフェローシップの受給を開始するまでに、大学のホームページ等で公表してください。なお、公表がない場合、当該経費の支出が認められないことがあります。

Q3005 共同研究を行うために、フェローシップ支給学生が研究中の傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入した場合、その保険料を本補助金から支出することは可能か。

A 任意保険の保険料は、本補助金から支出することはできません。ただし、外部の研究者を連携機関で受け入れて共同研究を行うに当たり、連携機関が当該保険への加入を必須条件としている場合には、例外的に認めるものとします。

Q6002 フェローシップ経費のうち研究費も補助対象として認められているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に基づく措置の対象となるのか。

A 標記ガイドラインに基づく措置を準用するため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合には、補助金の交付決定の取消、変更、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

Q6007 フェローシップ経費のうち研究費の管理はどうすればいいか。

A 研究費については、機関において管理ください。また、使用に際して文部科学省が用途の指定は行いませんが、学生の研究活動に資する用途に使用ください。なお、未使用分については返還の対象となりますのでご注意ください。

Q6009 フェローシップ支給対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるのか。

A フェローシップのうち研究専念支援金は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）の方にお伝えいただき、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等のご担当者までお問い合わせください。

また、所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署までお問い合わせください。

Q6010 フェローシップ支給対象学生の社会保険、年金の扱いはどうなるか。

A フェローシップ支給対象学生と大学間に雇用関係はないので加入は求めません。必要があれば学生各自で加入手続きを取ってください。

Q6013 フェローシップ支給対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、フェローシップ経費の研究費を充当することは可能か。

A フェローシップ支給学生が使用する共通設備の購入費にフェローシップ経費の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。